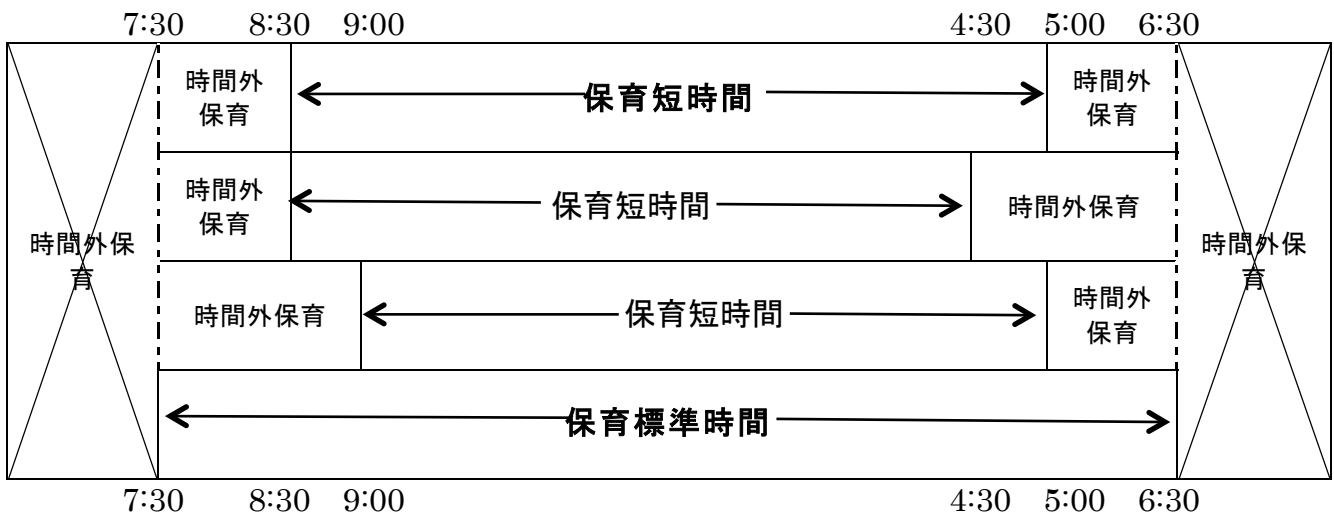


## ☆時間外保育(延長保育)における考え方

平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度移行に伴い、保育必要量に関連して保育利用時間の考え方が変わります。京都市との協議の上、当園の保育標準時間の方は7時30分～18時30分の11時間以内、保育短時間の方は8時30分～17時の8時間以内となります。尚、保育短時間における時間外保育（延長保育）の考え方は以下のようになります。

## ☆保育時間イメージ図



・ 保育標準時間における時間外保育（午後6時30分を超える保育等）は当面の間行いません。

・ 保育短時間内でも8時間を超える場合（8：30～5：00等）は時間外保育料が別途掛かります。

## 1表. 月利用の場合

【標準利用料（月額）】（※月利用は1時間単価設定とします。）

延長時間	保育短時間			保育標準時間	
	1時間まで	2時間まで	3時間まで	1時間まで	2時間まで
第1階層	0	0	0	0	0
第2階層（母子世帯等）	0	0	0	0	0
第2階層（母子世帯等を除く）	1000	2000	3000	1000	2000
上記以外の世帯	2500	5000	7500	2500	5000

## 2表. 単日利用の場合

【標準利用料（日額）】（※単日利用は30分単価設定とします。）

	保育短時間					
延長時間	30分まで	1時間まで	1時間30分まで	2時間まで	2時間30分まで	3時間まで
	500	1000	1500	2000	2500	3000

- ・急な事情で単日利用をする場合2表の通りとしますが、1表の月額料を超えないものとします。
- ・単日利用の場合減免世帯の如何に関わらず同一金額とし利用日に徴収します。
- ・当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付します。
- ・保育短時間認定の方が保育標準時間への変更申請をすることも可能です。